

振動規制法施行令に定める特定施設
別表第1（第1条、第3条関係）

1. 金属加工機械
 - イ 液圧プレス
（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ハ せん断機
（原動機の定格出力の合計が1キロワット以上のものに限る。）
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマーマシン
（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2. 圧縮機
（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機
（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4. 織機
（原動機を用いるものに限る。）
5. コンクリートブロックマシン
（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）
並びにコンクリート管製造機械
及びコンクリート柱製造機械
（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6. 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー
（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7. 印刷機械
（原動機定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機
（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9. 合成樹脂用射出成形機
10. 鋳型造型機
（ジョルト式のものに限る。）